

# 埼玉県主要農作物原種等生産基準

平成 30 年 4 月 1 日

## 第 1 目 的

埼玉県主要農作物種子生産基本要綱（以下「要綱」という。）第 8 条に基づき原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産に係る事項について、以下のとおり定めるものとする。

## 第 2 原種等の生産における県の役割

- 1 生産の対象となる品種は、原則として県奨励品種等とする。ただし、県が特に認めた次の場合は、この限りでない。
  - (1) 奨励品種決定調査を 1 年以上行い、埼玉県種苗審議会において有望であると認めた品種であって、次の条件により普及のための一般種子を生産するために必要な原種等をあらかじめ生産する場合であって、次の条件を満たすとき。
    - ア 県種子計画の中で生産を行うこと。
    - イ 生産対象となった品種が奨励品種等にならなかった場合には、指定種子生産ほ場における種子としての生産を中止すること。
  - (2) 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該試験栽培用の一般種子を生産するために必要な原種等を生産する場合であって、次の条件を満たすとき。
    - ア (1)のイの条件を満たすこと。
    - イ 奨励品種決定調査を実施していること又は実施することが明らかであること。
  - (3) 消費者の需要の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該栽培用の一般種子を生産するために必要な原種等を生産する場合であって、次の条件を満たすとき。
    - ア (1)のイの条件を満たすこと。
    - イ 奨励品種決定調査若しくは生産力検定試験（品種の収量、病虫害抵抗性その他主要な特性を明らかにするため、県の試験研究機関が実施する試験をいう。以下同じ。）を実施していること又は実施することが明らかであること。
    - ウ 栽培において委託者は、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意が形成されていること又は形成されていることが明らかであること。
    - エ 委託者は必要に応じほ場審査、生産物審査に必要な資料を県に提出すること。
- 2 県は、原種等の生産及び県以外の者が経営する指定原種ほ等の指定に関する事項に係る県種子計画の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - (1) 当該計画の策定に当たっては、原種等について、県及び県以外の者による生産により、全体として適正に供給されるよう、自らの原種ほ等と指定原種ほ等の面積を調整するものとする。
  - (2) 指定原種ほ等で生産される原種等が、県以外の地域に配布されることとなっている場合には、県は、当該指定に係る申請者から配付先を聴取した上で関係都道府県との連絡調整を行い、適正規模の原種等の生産が行われるよう当該申請者に対する指導監督に遺憾のないようにするものとする。
- 3 原種等の生産方法は、原則として次のとおりとする。
  - (1) 原種
    - ア 品種の混交を避けるために、ほ場の生産履歴に留意して、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行うものとする。
    - イ 異種類、異品種等の個体が発見し易いよう可能な限り疎植又は薄播きとする。
  - (2) 原原種
    - ア (1)のイと同じ。
    - イ 1 本植え又は 1 粒播きによる系統栽培とする。

ウ ほ場又は生産物の審査の結果、品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種の生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種の生産に用いるものとする。

ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択するものとする。

エ 原原種生産用の種子は、少なくとも3カ年に1回の頻度により育種家種子で更新し、品種の特性を保持するものとする。

### 第3 県の原種等の生産等

1 県が原種ほ等を整備するに当たっては、ほ場の立地条件、施設、担当職員等について、次の留意事項を勘案して行うものとする。

(1) ほ場は、気象、土壌、用水等の自然条件が、生産しようとする品種の栽培に適した地域内にあること。

(2) 周辺のは場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等は、原種等の生産に重大な支障を与える恐れのないこと。

(3) 原種等の生産に直接責任を有する者は、原種等の生産の方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性、固定度等に関する知識を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有していること。

(4) 原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

2 県は、自らの試験研究機関等において原種ほ等を設置・経営する場合のほか、やむを得ないときは、県以外の者にその経営を委託すること及び他の都道府県から購入すること等により原種等を確保することとする。

(1) 県以外の者に原種ほ等の経営を委託する場合は、次の要件を満たした者へ委託することができるものとする。

ア 委託に係る原種ほ場等について、1の(1)の留意事項を満たしていること。

イ 受託者が、原種等の生産方法に関して県の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有していること。

ウ 原種等の生産が、県と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう、次の事項等を含む契約を締結しておくこと。

(7) 県は、受託者に対し原種等の生産に必要な原原種等の供給の責任を有すること。

(4) 県は、原種等の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。

(7) 県は、生産された原種等について、処分の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。

(エ) 県は、委託に係る原種ほ等の運営に必要な経費を負担すること。

(2) 原原種ほの経営の委託は、当該原原種ほが原原種を生産に必要な知識及び技術を有する者によって直接管理されうる場合に限ることとする。

(3) 他の都道府県から原種等の購入等を行う際は、その原種等の生産状況等を確実に把握できるものに限ることとする。

3 原種等の生産に当たっては、埼玉県指定採種ほ等審査実施要領（以下「審査実施要領」という。）に基づき、原種ほ等及びその生産物について審査を行うものとする。

4 原種等の配布に当たっては、要綱第9条に規定する生産物審査証明書を交付し、かつ、審査実施要領に基づき審査済みであることを示す証票を包装に附すものとする。

なお、同質遺伝子品種（特定の病害虫抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良された品種。以下同じ。）の場合に限り審査済みの原種を混合して配布できるものとする。ただし、その証票には、混合したすべての品種名及びその混合比率（重量若しくは容積又は重量比若しくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。